

令和4年度決算における地方消費税収(引上げ分)の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としましても、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和4年度決算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 140,417 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,308,070 千円

(単位:千円)

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	247,151	186,466	0	0	18,459	42,226
	老人福祉事業	14,478	0	0	2,791	3,555	8,132
	児童福祉事業	666,822	471,225	0	25,146	51,848	118,603
	小計	928,451	657,691	0	27,937	73,862	168,961
保健衛生	予防事業	30,213	206	0	20,000	3,044	6,963
	小計	30,213	206	0	20,000	3,044	6,963
社会保険	国民健康保険事業	107,186	98,260	0	0	2,715	6,211
	後期高齢者医療事業	44,126	32,341	0	0	3,585	8,200
	介護保険事業	198,094	10,014	0	0	57,211	130,869
	小計	349,406	140,615	0	0	63,511	145,280
合計		1,308,070	798,512	0	47,937	140,417	321,204

令和5年9月20日

錦町長 森本 完一